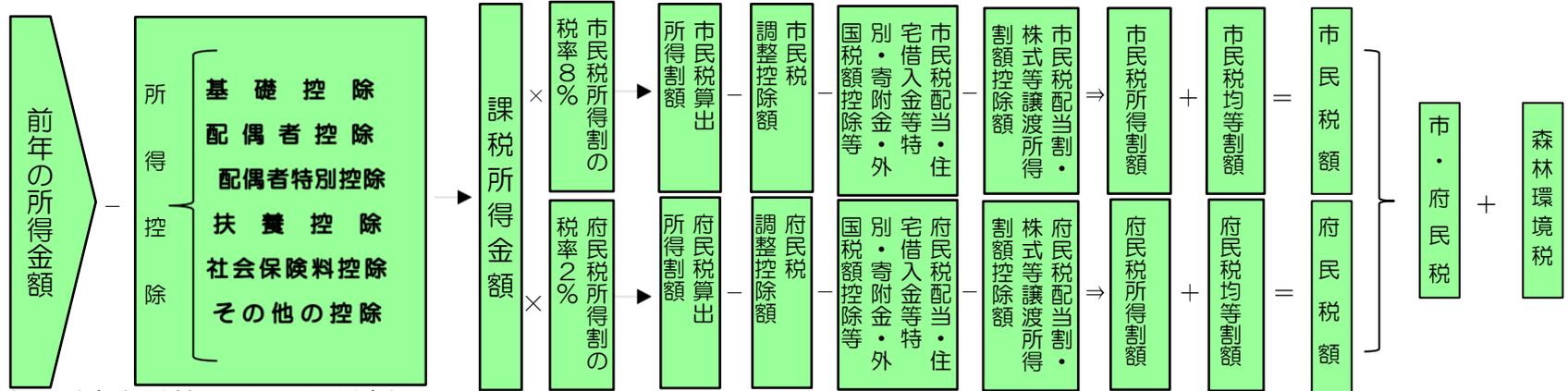


● 市民税・府民税・森林環境税の税額算出の流れ（令和6年度分以降）

市民税及び府民税の税額は、前年の所得金額から所得控除額を差し引いた課税所得金額に、市民税8%、府民税2%の税率を乗じて算出所得割額を求め、更にこの算出所得割額から税額控除等を差し引いて算出した所得割額に均等割額（市民税 3,000円・府民税 1,600円）を加えて算出します。また、均等割と合わせて国税である森林環境税が1,000円課税されます。 ※本計算において、定額減税分は含みません



★ あなたが納める税金を計算してみてください。

所得金額 _____円 (ア)					
社会保険料控除	①	円	障害者控除	⑧	円
小規模企業共済等掛金控除	②	円	配偶者控除	⑨	円
生命保険料控除	③	円	配偶者特別控除	⑩	円
地震保険料控除	④	円	扶養控除	⑪	円
寡婦控除	⑤	円	基礎控除	⑫	円
ひとり親控除	⑥	円	雑損控除	⑬	円
勤労学生控除	⑦	円	医療費控除	⑭	円
所得控除額の合計 (①~⑭の合計) _____円 (イ)					
区 分		市民税		府民税	
所得割額	課税総所得金額 (1,000円未満の端数切捨て)	(ア) - (イ) _____ (ウ)			
	算出所得割額	(ウ) × 8% = _____ (エ)		(ウ) × 2% = _____ (シ)	
	調整控除額	_____ (オ)		_____ (ス)	
	配当・住宅借入金等特別・寄附金・外国税額控除等	_____ (カ)		_____ (セ)	
	所得割額 (配当割・株式等譲渡所得割額控除前)	(エ) - (オ) - (カ) = _____ (キ)		(シ) - (ス) - (セ) = _____ (ソ)	
	配当割・株式等譲渡所得割額控除	_____ (ク)		_____ (タ)	
	所得割 (配当割・株式等譲渡所得割額後)	(キ) - (ク) _____ (ケ)		(ソ) - (タ) _____ (チ)	
所得割額 (ケ) と (チ) の 100円未満の端数切捨て)	_____ (コ)		_____ (ツ)		
均等割額	_____ (サ)		_____ (テ)		
市・府民税額 (所得割額 + 均等割額)		(コ) + (サ) = _____ ※		(ツ) + (テ) = _____ ※	

※市・府民税額に森林環境税1,000円を足した金額が年税額になります。